

焼津市契約規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市契約規則 昭和53年8月24日規則第15号</p> <p>第1条 ～ 略</p> <p>第23条 (契約書の作成)</p> <p>第24条 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、省略することができる。</p> <p>(1) 契約の目的及び内容 (2) 契約金額 (3) 履行期限 (4) 契約保証金額又は契約保証金に代わる担保の内容 (5) 契約不履行の場合における契約保証金の処分 (6) 危険負担 <u>(7) かし担保責任</u> (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 (9) 対価の支払又は受領の時期。部分払又は分割受領にあつては、その時期及び金額 (10) 履行の遅滞その他義務の不履行の場合における違約金、遅延利息その他賠償金 (11) 契約に関する紛争の解決方法 (12) その他必要な事項</p> <p>2 焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条に規定する契約を締結しようとするときは、仮契約書を作成するものとする。</p> <p>第25条 ～ 略</p> <p>第32条 <u>(かし担保)</u></p> <p><u>第33条 契約者は、契約の目的物に隠れたかしがあるときは、引渡しをした日</u></p>	<p>焼津市契約規則 昭和53年8月24日規則第15号</p> <p>第1条 ～ 略</p> <p>第23条 (契約書の作成)</p> <p>第24条 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、省略することができる。</p> <p>(1) 契約の目的及び内容 (2) 契約金額 (3) 履行期限 (4) 契約保証金額又は契約保証金に代わる担保の内容 (5) 契約不履行の場合における契約保証金の処分 (6) 危険負担 <u>(7) 契約不適合責任</u> (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 (9) 対価の支払又は受領の時期。部分払又は分割受領にあつては、その時期及び金額 (10) 履行の遅滞その他義務の不履行の場合における違約金、遅延利息その他賠償金 (11) 契約に関する紛争の解決方法 (12) その他必要な事項</p> <p>2 焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条に規定する契約を締結しようとするときは、仮契約書を作成するものとする。</p> <p>第25条 ～ 略</p> <p>第32条 <u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第33条 契約者から引渡しを受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約</u></p>

から1年間担保の責を負わなければならない。ただし、契約をもつて目的物の規模、性質によりその期間延長又は短縮することができる。

の内容に適合しないものであるときは、契約者は、担保の責任を負わなければならない。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、市長は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を契約者に通知しなければならない。ただし、契約をもつてその期間を伸縮することができる。

以下 略

以下 略